

○羽島市後援等名義使用承認取扱要綱

平成20年3月14日

告示第22号

改正 令和3年11月15日告示第308号

令和3年11月30日告示第314号

(趣旨)

第1条 この要綱は、団体又は個人が主催する事業に対して、羽島市の後援、共催及び協賛（以下「後援等」という。）を行い、後援等の名義の使用する場合の基準及び手続き等について必要な事項を定めるものとする。

(後援等の基準)

第2条 後援等を承認する事業は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 市のイメージアップにつながるもの及び広報宣伝活動に効果が期待できるもの
- (2) 事業の目的、内容及び主催者が明確なもの
- (3) 広く市民を対象とするもの
- (4) 前各号に定めるもののほか、市長が適当と認めたもの

2 前項の規定に該当する事業であっても、次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、後援等の承認を受けることができない。

- (1) 特定の党派、宗教及び宗派を支持支援する事業と認められるもの
- (2) 公共性を有しないもの
- (3) 特定の主義主張の浸透を図ることを目的とするもの
- (4) 特定の団体の宣伝又は売名を目的とするもの
- (5) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (6) 主に営利又は商業宣伝を目的とするもの
- (7) 市行政の運営に支障を来たすもの
- (8) その他後援等を行うことが不相当と認められるもの

(後援等の名義使用)

第3条 後援等の承認を受けた事業の主催者は、当該事業に関する発行物に市が後援等をしている旨を表示し、又は公表することができる。

(申請手続き)

第4条 市の後援等を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、事業開催日の1箇月前までに後援等に関する申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）に次に定める書類を添付して市に提出しなければならない。なお、料金を徴収する事業の場合は、収支予算書を添付しなければならない。

- (1) 事業の目的及び内容がわかるもの

(2) 主催者等の活動を明らかにするもの

(3) その他市長が必要と認めるもの

(後援等の承認)

第5条 市は、前条の申請書を審査し、相当と認めるときは、後援等承認通知書(別記第2号様式)を交付するものとする。ただし、必要があるときは、条件を付することができる。

(変更等の承認)

第6条 前条の規定により承認を受けたものは、当該決定に係る申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに後援等承認事項変更承認申請書(別記第3号様式)に当該変更事項を記載して、市に提出しなければならない。

2 市は、前項に定める変更承認申請書を受理した場合は、その内容を審査し、不承認とするときは理由を付して、後援等承認事項変更承認・不承認決定通知書(別記第4号様式)により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の承認をする場合において、必要な条件を付することができる。

(承認の取消し)

第7条 市は、前条の規定により後援等を承認した事業が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その承認を取り消すことができる。

(1) 申請書の記載事項に虚偽が生じたとき。

(2) 第2条の規定に違反する事項があると認めるとき。

(3) 前条第1項の規定による条件に違反したとき。

2 前項の規定により後援等の承認を取り消したときは、後援等承認取消通知書(別記第5号様式)により申請者に通知するものとする。

3 後援等の承認を取り消されたものは、交付を受けた後援等承認通知書を返還しなければならない。

(事業の実施報告)

第8条 申請者は、事業終了後1箇月以内に事業実施報告書(別記第6号様式)を市に提出しなければならない。

2 事業が料金を徴収するものであった場合は、前項の事業実施報告書に収支報告書を添付しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(令和3年11月15日告示第308号)

この告示は、令和3年11月15日から施行する。

附 則（令和3年11月30日告示第314号）
この告示は、令和3年12月1日から施行する。